

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：13103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04755

研究課題名(和文) 法的推論に基づく子どもの深い思考体制を育成する主権者教育の学習理論・実践開発

研究課題名(英文) Development of learning theory and practice of citizenship education to develop deep thinking system of children based on legal reasoning

研究代表者

中平 一義 (Nakadaira, Kazuyoshi)

上越教育大学・大学院学校教育研究科・准教授

研究者番号：50758597

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：主権者の育成を目指した本研究は、法的推論、プロジェクト型学習、熟議を活用して、社会的な問題を自らの問題として子どもたちが思考することができる学習理論開発と実証研究を行った。その結果、法的推論は法的な判断を基準として将来どのような社会を構築するのかを判断できる方法として有用性があった。さらに、プロジェクト型学習では、子どもが学びのプロセスを見通すことができ通時的な視点の育成に寄与した。熟議は、社会問題に対する子ども固有の価値観と、社会的価値や他者の価値観を比較検証する学びを展開することができた。このような学習方法は、議論が苦手であるとされる子どもたちへの主権者教育に対応できるものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力の育成を目指した。さらに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を子どもの発達段階に応じて、身に付けさせるために必要な教育についての研究成果を示した。主権者教育としてプロジェクト型学習に法的推論を活用することにより、通時的、共時的に思考する子どもの認識形成に寄与することが明らかになった。さらに、プロジェクト型学習で熟議を行うことにより、他者と連携・協働しながら課題に向かい、社会に対する認識形成と態度形成に寄与することが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This research aimed at fostering citizen utilized legal reasoning, project-based learning, and deliberations. I conducted learning theory development and empirical research in which students could think of social problems as their own problems. As a result, legal reasoning was useful as a way to judge what kind of society a student as a future nation or society's creator would build to become citizen. Furthermore, project-based learning led to the independent learning of student because they could see through the learning process. By the method of deliberation, it is possible to value the own values for social issues, the social values, and the values of others, and put them on the same table for discussion. The NIF deliberations referred to in this study do not necessarily require agreement. It clarifies how far the values match, how much the problem is perceived, and where it differs. This way can deal with citizenship education for student who are not good at discussions.

研究分野：社会科教育学

キーワード：主権者教育 法教育 法的推論 教材開発 社会科教育

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会に主体的に関わる主権者を育成する必要性

文部科学省(2016a)は主権者教育の目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるもの。」とした。さらに、文部科学省(2016b)では、小学校や中学校段階からの主権者教育の推進に向けて、主権者を育むための体験的・実践的な学習プログラムの開発を行うことが明記された。しかし、子どもにとって社会的・政治的な事象は、必ずしも自らの生活に関係しているものとして認識されているとはいえない(中西新太郎, 2015)。つまり、主権者教育の内容としての社会的・政治的な事象に対して、子どもは自分たちの日常生活の中に存在する切実な課題とは別のものとして認識していることが考えられるのである(佐貫浩, 2016)。

(2) 子ども固有の思考体制への着目の必要性

(1)のような主権者教育を行うためには、子どもが教師から教育されたことだけでなく、それらも踏まえて自らの日常の視点からも社会的事象などを捉えることにより、主権者として主体的に社会と関わる態度と意欲の育成が必要である。さらに言えば、そのような授業が展開できるような学習を日々行うことができるように、教師にとって参考になる学習理論が必要である。

- ・文部科学省(2016a):「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間とりまとめ。
- ・文部科学省(2016b):「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ。
- ・中西新太郎(2015):片岡洋子・久富善之・教育科学研究会編『教育をつくる』旬報社, 136-147頁
- ・佐貫浩(2016):教育科学研究会編『18歳選挙権時代の主権者教育を創る』新日本出版社, 15頁

2. 研究の目的

社会科教育における主権者教育では、社会的な問題に主体的に関わることができる主権者に必要な資質や能力として「社会参加」と「政治的リテラシー(政治的判断力や批判力)」を挙げている。そこでは、「何を、どのように学び、何ができるようになるのか」が問われている。一方で、社会的・政治的な事象は子どもたちの生活圏に存在するにも関わらず、子どもたちの認識から乖離していることが考えられる。そこで、法学教育で行われている法的推論を身につける教育方法を活用して、社会的な問題を自らの問題として子どもたちが思考・判断・追究することができる学習理論開発及び実証研究を行った。

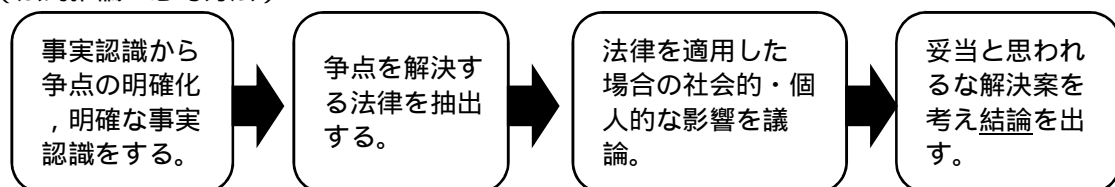
3. 研究の方法

(1) 研究の流れ

まず、本研究の基軸となる理論としての法的推論, PBL(プロジェクト型学習), そして、熟議についての研究対象であるナショナル・イシューズ・フォーラムズについて述べる。次に、研究の手順を示す。

現代社会は法化社会であり、社会のあらゆるところに法が存在している。子どもたちの生活圏にも法が存在している。社会の中での生活には、さまざまな対立が生じることが考えられる。この対立に対して法的推論を用いて判断することにより、対立を解決する一つの手だてになると考えた。法的推論とは、次に示すような思考方法をとるものである(加賀山, 2007)。まず、「争点」を明確化する。次に、その事実に応用される「法律」を考える。さらに、その法律を「適用」した場合の結果を考える。そして、その争点を別の観点から見た場合に他の法律を適用すべきか否かを「議論」する。最後に、妥当な解決策を考え「結論」を導き出すというものである。

(法的推論の思考方法)



しかし、すべての対立を法的に解決できるとはいえない。法的に解決することで、対立がより深刻になることも考えられる。そこで、子どもの日常的な解決(感覚的, 道徳的)・判断と、法的な解決・判断をつねに吟味できるような思考体制を育む学習理論の構築と、それに基づく

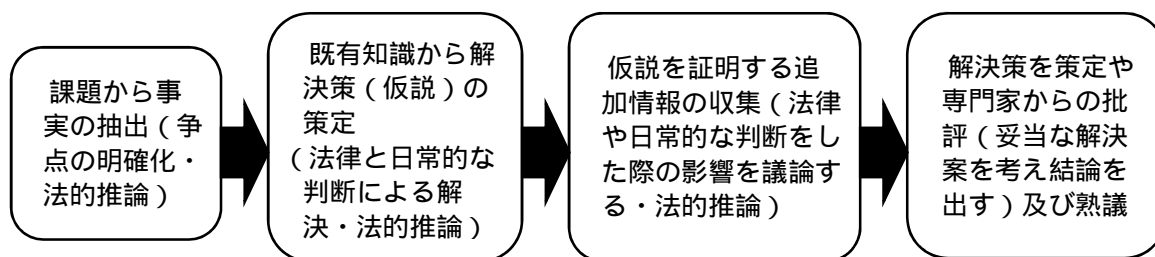
実践が必要であると考えた。このような思考体制は、子どもが社会的・政治的な事象と日常生活における切実な課題を接続する契機となり、主権者の育成に有効に作用すると考えられる。

・加賀山茂(2007):『現代民法 学習法入門』,信山社,33-47頁.

(2) 思考を深める学習プログラムとしてのPBL(プロジェクト型学習)

本研究で依拠する子どもの思考体制を育む学習方法はPBL(プロジェクト型学習)である。1990年代から主に工学教育で活用されているものである。なお、プロジェクト型学習は教師が学習者の発達段階や習熟度を勘案して作成した課題をもとに学習を展開していくものである。学習の流れは、「課題から事実の抽出」、「課題に対する解決策(仮説)を考える」、「仮説を証明する追加情報の収集」、「解決策の策定」である。このプロジェクト型学習を基底におき、子どもに自らの日常的な解決・判断と法的推論によるそれを比較・吟味(議論)させることにより社会に主体的に関わる主権者を育成することを目的とした学習理論の構築と、実証研究を行った。しかし、子どもの思考を深めるために吟味や議論をより深いものにするための教材作成や、学習方法についての課題が残る。

(熟議を加味したPBL(プロジェクト型学習)による、法的推論による子どもの思考体制深化を目指す学習方法)



(3) 教材の作成及び授業進行の研究対象としてのナショナル・イシューズ・フォーラムズ

上記の課題解決の参考になるものとして、ナショナル・イシューズ・フォーラムズ(以下、NIFとする)の活動があげられる。NIFは、アメリカ合衆国で市民による熟議フォーラムを開催している。NIFは1981年に立ち上げられた特定の党派に属さない全米ネットワーク組織である。公共の議論を行う枠組みとして、毎年3つの喫緊の課題(イシューズ)に関する冊子を作成している。その冊子を基にして市民が熟議を行う。その成果として、議論に参加する市民が公共の事柄への関心を高め、視野を広げることができる。さらに、地域社会に同じ問題意識を持つ人が存在することを認識し、地域の公共文化の一側面を形成している。

このようなNIFの冊子作成の手順と内容選択、議論を進行する進行役の育成方法、議論の方法は、本研究の学習理論構築及び授業開発・実証研究の参考になると考えた。

(4) 研究の手順

主に、次の6つの段階により研究を行う。

- 法学における法的推論の内容とそれらを育成するための理論研究
- 法的推論を社会科教育で活用するためのプロジェクト型学習の理論研究
- を踏まえた主権者教育の学習理論の構築
- の理論構築のために、NIFの熟議民主主義フォーラム活動の研究
- から踏まえた教材開発
- 開発した教材の実証的研究

(5) 研究の手続き(年度別経過)

平成29(2017)年度

研究の1年目は、法的推論についての理論研究、PBL(プロジェクト型学習)の理論研究、そして、NIFの教材研究及び実践の現地調査、授業実施者や学習者へのインタビュー調査を行った。

まず、法的推論についての理論研究のために、法教育における法的な判断原理を明らかにした。現在の法に基づく社会の様々な現象は、過去の何らかの課題を解決してきたといった通時的なつながりを理解し、さらに将来を合理的に選択するために必要な考え方としての法的推論について考察した。

次に、プロジェクト型学習についての理論研究を行った。特に、プロブレム型学習との相違や共通点を明らかにした。さらに、教師の立場からプロジェクト型学習の単元や教材を作成するための方法論を、思考力に着目して考察した。思考力に着目した理由は、法的推論を活用した教材開発を行うためである。

最後に、熟議という方法を実際に調査するために、アメリカ合衆国ワシントン州立大学でNIFが行った実践を調査した。熟議を行った主催者の教員、モデレーターとしての学生への

インタビュー，参加者へのインタビューを行った。

平成 30（2018）年度

研究の2年目は，次のような研究を行った。まず，法的推論，プロジェクト型学習を活用した主権者教育の学習理論の構築に向けて，法教育研究の現状と課題の整理，子どもの法的判断の傾向の調査を行った。子どもの法的判断の傾向の調査は，対立と合意や効率と公正や希少性といった概念的枠組みを基に，私的自治の原則という法の概念を用いた実証研究を行った。

次に，熟議の教材作成方法や授業実施方法を明らかにするために，アメリカ合衆国オハイオ州にある NIF の本部において調査を行った。NIF の代表者である Bill Muse 氏や，教材作成をしている研究者へのインタビュー調査及び，教材作成のための関連会議に出席した。関連会議には，アメリカ合衆国内で活躍する民主主義を広めるために活動をしている様々な団体が参加し，自らの活動の報告などを行っていた。さらに，同本部と同じ場所にあり，National Issues Forums を様々な側面から支えている Kettering Foundation への調査を行った。

Kettering Foundation の調査では代表者である David Mathews 氏へのインタビュー調査などを行った。これら調査の成果を活用して，法的推論，プロジェクト学習を活用した熟議の学習理論を作成した。

平成 31（令和元・2019）年度

最終年度は，これまでの研究の成果から作成した学習理論に基づく教材開発，及び実証的研究を行った。教材開発は，中学校社会科だけでなく，高等学校の公民科を対象としたものを作成した。中学校社会科の実証的研究については，神奈川県，新潟県，福島県の中学校でそれぞれ1回，東京都の高等学校で2回実施した。さらに，本研究の主たる目的でもある熟議の研究成果を反映し，さらに，ICT を活用して他県の中学生をオンラインでつないで授業を行った。

4．研究成果

本研究の主な成果として，以下に3点ほど簡潔に示す。

（1）法的推論は，これまでを踏まえ，これからを考える授業に活用できる。

法的推論は，法的な判断を基準として，その法律を適用した場合の，その妥当性を判断する。その際，社会や個人への影響に考えが及ぶ。つまり，将来の国家，社会の形成者としての子どもが，どのような国家，社会を構築していく必要があるのかを考えることができる。これは，議論が苦手とされる子どもに対しての対応になると言え，主権者の育成に寄与できると考えられる。

（2）PBL（プロジェクト型学習）は，子どもの興味関心に伴い追求できる。

PBL（プロジェクト型学習）は，学びのプロセスを見通すことができるため，何をどこまで行う必要があるのかを判断することができる。なお，ここでの判断には法的推論を活用するとともに，PBL（プロジェクト型学習）の最後に，熟議を加えた。その結果，子どもの主体的な学びに対する取り組みを保障することができる。ただし，PBL（プロジェクト型学習）を行う上では，教材選択や問いの設定が重要であり，そのような意味では，教師の教材研究が必要になる。子どもの学びをよりよいものにするために，多忙な教師に対して教材研究の時間をどれだけ保障することができるのかも大切な視点である。

（3）熟議により，子どもの思考にひろがりが生じ，認識が深まる。

熟議という方法は，社会的な問題に対する子どもなりの価値観と，社会的価値，さらに他者の価値観を価値化し，同じテーブルに載せて議論することができる。個人的価値観と現在の社会を形成している社会的価値を比較することにより，科学性を担保できる。さらに，それに対する他者の価値観を知ることにより，社会性を担保できる。また，本研究で参考にした NIF の熟議は，必ずしも合意を求めない。どこまでの価値観が一致し，どこまで問題のとらえ方が一致し，どこからが異なるのかを明らかにするものである。このような整理の仕方と共通点の創出方法は，議論が苦手であるとされる子どもたちへの主権者教育に対応できるものであると言えよう。なお，NIF の冊子（Kettering Foundation も作成にかかわる。）は，解決すべき社会的な問題に対して，科学的なアプローチから，個人の価値観によるアプローチまで様々な方法がある。このような冊子の形成方法については参考になる。しかしながら，NIF の冊子を日本の社会科教育の単元に照らし合わせつつ，どのように作成するのという課題がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 中平一義	4. 巻 37(2)
2. 論文標題 法教育における法的判断原理 - 法の四要素説をもとにした動態的構造の研究 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上越教育大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 491-504
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 38(1)
2. 論文標題 法教育研究の現代的到達点とその課題 - 「リーガル」と「法の役割・機能」の視点から -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 上越教育大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 103-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中平一義・米倉順	4. 巻 33
2. 論文標題 子どもの思考力を育む法教育実践研究 - 「対立と合意」を基にした実践的考察を踏まえて -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 上越教育大学社会科教育学会『上越社会研究』	6. 最初と最後の頁 46-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 2
2. 論文標題 法の動態的変容から法的推論を育む法教育授業研究 - 私的自治の原則とその修正 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中平研究室『法教育研究』	6. 最初と最後の頁 25-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 713
2. 論文標題 希少性を基にして現代社会を読み解く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治図書『社会科教育』	6. 最初と最後の頁 84-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 716
2. 論文標題 議論を整理して、かみ合わせる	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治図書『社会科教育』	6. 最初と最後の頁 26-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 40
2. 論文標題 PBL(プロジェクトベースド・ラーニング)理論を活用した教材作成方法論研究 - 社会科教育における「思考力」の育成のために -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治大学教職課程年報	6. 最初と最後の頁 41-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 1
2. 論文標題 「契約」に関する法教育授業	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中平研究室『法教育研究』	6. 最初と最後の頁 43-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 13
2. 論文標題 情報社会の現代的課題に対するNIEの有用性に関する研究 - フェイクニュースに対する学生の認識に関する分析を通して -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本NIE学会『日本NIE学会誌』	6. 最初と最後の頁 11-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 39(1)
2. 論文標題 模擬裁判学習における子どもの法的思考に関する研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 上越教育大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 141-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 9
2. 論文標題 法的な契約概念を理解させるために効果的な教育内容に関する研究 - ワークルールに対する子どもの認識から -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と教育学会『法と教育』	6. 最初と最後の頁 51-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 42
2. 論文標題 熟議民主主義の応用可能性に関する研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 明治大学教職課程年報	6. 最初と最後の頁 49-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 39(2)
2. 論文標題 新科目「公共」とどう向き合うか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上越教育大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 495-508
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 3
2. 論文標題 見方・考え方を働かせる授業の一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中平研究室『法教育研究』	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中平一義	4. 巻 -
2. 論文標題 法教育の学習理論 - 中学校社会科公民的分野を例にして -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中平一義編著、村松謙法律監修『法教育の理論と実践 - 自由で公正な社会の担い手のために - 』	6. 最初と最後の頁 36-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中平一義
2. 発表標題 対立と合意に関する実践的考察 - 中学校社会科(公民的分野)を例に
3. 学会等名 上越教育大学社会科教育学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中平一義
2. 発表標題 ワークルールに関する子どもの認識に関する基礎的研究
3. 学会等名 法と教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中平一義
2. 発表標題 論争問題に対する子どものコモングラウンド形成に関する研究 - ナショナルイシューズフォーラムズの活動を参考にして-
3. 学会等名 日本社会科教育学会 第68回全国研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中平一義
2. 発表標題 法的推論に基づく主権者教育の学習理論に関する一考察
3. 学会等名 日本社会科教育学会 第69回全国研究大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----